

西之表市監査委員公表 第 27 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査〔財産管理（庁外備品管理）の状況〕を実施したので、同条第 9 条の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和 6 年 11 月 14 日

西之表市監査委員 廣瀬 正和

西之表市監査委員 田添 辰郎

定期監査〔庁外備品監査〕の結果に関する報告書

1 監査日程 令和6年11月6日（水）・7日（木）・8日（金）

月 日	監 査 対 象
11月6日（水） 9：00～16：00	経済観光課〔市民会館〕 社会教育課〔市民会館〕 総 務 課〔市民会館・消防署・消防各分団他〕 地域支援課〔市民会館・旧鴻之峯小・各校区公民館・伊関ふれあい交流館〕 健康保険課〔保健センター〕
11月7日（木） 9：00～15：00	経済観光課〔インフォメーションセンター・まちなか交流施設・能野海水浴場・浦田海水浴場・開発総合センター・旧榕城中・安納活性化センター〕 財産監理課〔旧国上中・旧榕城中〕 社会教育課〔市営プール・市営グラウンド・天倫館・テニスコート・開発総合センター・旧榕城中〕 地域支援課〔短期滞在型住宅・現和物産館・立山公民館・旧立山小〕 教育総務課〔桜が丘駐車場・国上小教員住宅・旧立山小〕 選挙管理委員会〔旧榕城中〕 建 設 課〔立山漁港〕
11月8日（金） 9：00～15：00	農林水産課〔卸売市場・農業振興公社・営農拠点施設・牧場・西京ダム〕 財産監理課〔市民体育館〕 建 設 課〔わかさ公園・フラワーセンター〕 社会教育課〔美浜グラウンド・あっぱ〜らんど・図書館・市民体育館・青少年ホーム・城之浜公園・安納球場〕 福祉事務所〔榕城児童クラブ・子育て支援センター・風本児童クラブ・古田っ子クラブ〕

2 監査の手続

備品の監査に当たっては、西之表市物品会計規則第7条第1号に定められた備品について、あらかじめ資料の提出を求め、備品の管理状況等について、関係職員の説明を聴取し、備品は良好な状態で供用し得るよう管理されているかなど、通常実施すべき監査手続を実施した。

3 監査の結果

監査に付された各施設等の備品の管理については、所管課指導の下、台帳の整理も含

め、年々改善されてきており、概ね適正に管理されていると認めた。

しかし、本年度監査において各施設備品の管理状況や備品の総数についての事前確認等、受検体制も含め、改善を要する事項が見受けられたため、本年度要望として次に示すこととする。

○使用不能となっている備品や使用見込みのない備品については、修理や他部署等での有効活用を検討の上、活用できないようであれば、速やかに廃棄処分を行うなど適正な対応をとること。

○廃棄手数料の予算化の関係等で、廃棄手続を行った後も、そのまま保管されているものが見受けられた。年数が経過すると、組織の改編や人事異動により、備品なのか廃棄手続済みなのか区別ができなくなることも懸念されることから、廃棄に当たり手数料が必要なものについては、速やかに予算措置の上、適切に処分すること。

○公共施設等においては、市民の安心安全な利活用が求められることから、老朽化したもの及び耐用年数が経過したものは、速やかに予算要求し、更新購入を要望する。

最後に、例年申し上げている事項ではあるが、職員におかれては、備品は地方公共団体公会計制度での資産価値を有するものであることを十分に認識されるとともに、市民と共有の財産であるとの意識をもって、引き続き適正な管理と有効活用に取り組まれるよう望むものである。